

区立第四中学校跡地施設の暫定利用について

1 経緯

区立第四中学校跡地（以下「跡地」という。）については、大鳥中学校の部活動及びスポーツ団体の学校開放利用等の暫定利用要望があり、跡地活用策が決定するまでの間、最小限の経費により行うことを前提に、平成27年度の1年間をその暫定利用期間としてきた。

平成28年1月に「第四中学校跡地活用計画素案」を取りまとめ、今後の跡地活用について一定の方向性が出たことから、平成28年度の暫定利用について以下のとおり行うこととする。

2 暫定利用計画

(1) 体育館

当面1年間を暫定利用期間とする。

(2) 校庭

4月から保育事業予定者決定（9月末日）までとする。

(3) 利用者・開放日等

利用時間帯及び利用者等は、平成27年度と同様、下表のとおりとする。

利用者	利用施設	開放日	開放時間
大鳥中学校部活動	体育館、校庭	平日	午後3時30分から 午後6時
		土日・長期休業期間	午前10時から 午後6時
スポーツ団体	体育館	平日（月・水・木）	午後7時から 午後9時
	校庭	日曜（第2・第4）	午後0時から 午後2時
			午後2時から 午後4時

3 財産の取扱い

暫定利用期間中は、平成27年度と同様、教育財産（学校施設）とする。

#### 4 施設管理

- (1) 警備は、現行の機械警備による。
- (2) 現地に管理員（交代制の1名配置）を配置する。

平日 (年末年始を除く)	午前8時45分～9時45分 午後3時～午後9時15分(火・金は午後6時30分まで)
土日・祝日・長期休業期間	午前8時45分～午後6時45分

- (3) 校舎等の防護壁は設置しない。

#### (4) 施設管理体制

施設に係る管理の総括的な責任者を教育委員会事務局学校施設計画課長とした上で、文化・スポーツ部スポーツ振興課及び教育委員会事務局学校施設計画課により管理を行う。

#### 5 今後の予定

平成28年2月中旬 学校開放に係る利用関係者等へ周知

以 上